

1 調査事件

民生福祉、保健行政及び教育行政の充実について

2 調査概要

(1) 神戸市（人口 1,495,439人）

ア こども・若者ケアラー支援事業について

神戸市では、令和3年6月1日に全国初となるこども・若者ケアラー相談・支援窓口を設置し、関係者及び当事者からの相談を受け、支援の調整を担っている。また、身近な方々への理解を推進するため、学校、福祉、児童の関係者に対し、研修や事例検討を通して、こども・若者ケアラーへの理解の促進を図っており、令和3年度から令和5年度までに計118回の研修や事例検討を行い、延べ5,925人が参加している。

こども・若者ケアラーとは、障害や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来本人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、神戸市では、就学前児童から20代の方を「こども・若者ケアラー」としている。

こども・若者ケアラー相談・支援窓口の相談体制として、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する相談員が4名在籍しており、相談時間は平日（祝日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時に電話やメール、来所にて相談を受け付けている。令和3年6月1日から令和6年3月31日までに396件の相談が寄せられている。そのうち、関係機関（学校・ソーシャルワーカーなど）からの相談が約8割となっていることから、こども・若者ケアラーであるということを自身で認識するのは難しいとされており、国の実態調査においても同様の結果が出ている。

取組による効果・評価としては、①学校や福祉などの関係者に、少しずつではあるが、ヤングケアラーの支援の視点が広がったことで、相談・支援窓口へつながるケースが出てきていること、②教育現場と福祉現場の関係者が個別支援会議を通じて、情報共有や支援計画を策定し、家族全体をみる視点を持って、家族支援を行うことで、ヤングケアラーのケア負担が軽減されるケースが出てきていること、③庁内関係課による連絡会を定期的開催することにより、全市的な情報共有が図られるとともに、事例検討を通じて、支援の共通理解と支援のノウハウの蓄積が図られてきていることなどが挙げられる。

今後の取組としては、少しでも多くのこども・若者ケアラーを発見・

支援する必要があることから、兵庫県が行っているヤングケアラー、若者ケアラー向けに栄養バランスを配慮した食事を無料で届ける（原則12回）配食支援事業やこども食堂、学習支援等を紹介し、活用することで、相談しやすい環境づくりを行うことでさらなる支援の拡大を目指している。

イ 認知症「神戸モデル」事業について

神戸市では、認知症の人やその家族を社会全体で支えていくまちづくりを推進するため、認知症対策に特化した「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定し、平成30年4月1日から施行している。その中で、認知症神戸モデルの取組として、早期受診を支援する認知症診断助成制度及び外出時の安心を支える認知症事故救済制度を導入し、それらの制度を社会全体で支える仕組みとして超過課税を行い、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けていくことを目指している。この取組は、全国に先駆けた神戸発の取組となっている。

まず、認知症診断助成制度については、平成31年1月28日から実施しており、65歳以上の全市民を対象とし、地域の医療機関約465か所において認知症機能検診として認知症の疑いの有無を診断している。受診券については、インターネット、電話またはFAXでの事前申込みにより、受診券を発行している。次に、受診後、認知症の疑いがある方については、紹介状を交付し、専門の医療機関約71か所において認知機能精密検査を行い、認知症かどうか診断している。次に、認知症事故救済制度については、平成31年4月1日から実施しており、認知症と診断された方には、市が加入している賠償責任保険等に事前に登録してもらい、認知症の人が起こした事故に対しては保障責任があれば、賠償責任保険から支給を行っている。また、賠償責任の有無にかかわらず、見舞金を支給しており、事前登録は不要となっている。次に、所在が分からなくなった際のGPS安心かけつけサービスも提供しているが、こちらは、契約事務手数料及びかけつけサービス出動料金（年6回まで）を市が負担しているが、月額利用料については、利用者の負担となっている。

一方、認知症「神戸モデル」の費用を年間約3億円としており、その費用の全てを個人市民税均等割に1人当たり年間400円を負担してもらうことで賄っている。これは、費用負担を将来世代へと先送りすることなく、市民に広く負担してもらう仕組みを導入している。ただし、均等割が課されていない方には負担がかからないことになっている。

制度開始から令和5年8月末までにおける利用者は、認知機能検診が約6万5,000人、認知機能精密検査が約1万3,000人となっている。また、事故救済制度の賠償責任保険加入者数は約1万人、制度の支給件数は38人となっている。

今後、さらなる認知症になっても安心して暮らしていけるまちづくりを推進するため、引き続き、市内の交通機関、駅や商業ビルにおいて広告やデジタルサイネージなどを通して広報周知を行っていくこととしている。

(2) 豊中市（人口 398,087人）

ア 図書館での一時保育事業について

豊中市では、図書館が生涯を通しての学びの場となり、地域活動の活性化やまちづくりに資する役割を担うことを目指す中で、これまで図書館を利用しにくかった層へのサービスの拡充を図るため、利用しやすく、かつ滞在してみたいと思う環境整備の一環として乳幼児スペースの拡充とともに、図書館で一時保育事業をスタートした。

図書館での一時保育事業は、民間事業者への委託を行っており、月に1回、岡町、千里、野畑図書館の3館でいずれも午前10時15分から午後0時15分までの2時間としている。各館の保育士数は3名としており、対象は、生後7か月から未就学児の範囲で、定員を6名から12名としている。そのほか、保護者は、各図書館内にいることとし、保育料は子ども1人につき550円となっている。申込み方法は、各開催日の3週間前の10時から2週間前の正午まで電子申込みシステムまたは図書館窓口において受け付けており、応募多数の場合は、抽選し、締切日以降、全員に結果をお知らせしている。

事業の成果としては、読書に親しむ時間になっているとともに、図書館に来館するきっかけづくりにもつながっている。当初の想定よりも申込者数が上回る状況であり、昨年度の保育士2名体制から3名体制に変更するなど、子育て世帯のニーズを把握するきっかけとなっている。

課題と今後の方向性としては、申込者が多く抽選になっているため、より多くの子育て世代の方に図書館を利用してもらえるよう、一時保育だけではなく、飲食可能なスペースや子どもが寝転ぶことができるスペースの設置などを検討することとしている。

イ 小中学校への医療的ケア児への看護師配置状況について

豊中市では、障害のある子どもも、障害のない子どもも、「ともに学びともに育つ教育」を目指しており、医療的ケアの必要な子どもも、地域の小中学校に就学し、他の児童生徒と一緒に学ぶことを豊中市障害児教育基本方針として平成28年に定めている。そのような中、医療的ケア児に当たる看護師の確保や人材育成のため、令和3年4月から市立豊中病院と豊中市教育委員会との間で協定書を締結し、豊中市立病院は看護師を市立小中学校へ派遣している。

現在、医療的ケアを要する児童生徒は12名（市立小学校9名、市立中学校3名）に対し、学校看護師22名を派遣している。医療的ケア児支援において、医療との連携は大きな一歩であると同時に、支援をバックアップする仕組みや制度の構築がなされなければ、取組を発展させることは困難となるため、教育と医療という枠組みを超えた制度の検討をしていく必要がある。そのため、研修制度の充実や医療的ケア提供の担い手の育成に取り組んでいくこととしている。

(3) 寝屋川市（人口 225,140人）

ア 子どものいじめ防止対策について

寝屋川市では、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とした教育的アプローチと、いじめを人権問題として捉え、被害者と加害者の概念を用い、いじめを即時に停止させる行政的アプローチを確立させている。この2つのルートを確立していることで、子どもたちや保護者の方が望む形の解決を選択でき、いじめの早期解決と抑止が図られている。

行政的アプローチとして、いじめゼロに向け市長部局で新たな取組を行うべく、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定めた子どもたちをいじめから守るための条例を令和2年1月に制定している。この条例の特徴は、保護者及び地域住民の責務の明示として、本市に対し、いじめに関する情報提供を行う責務を負っている。また、市長の権限の明示として、いじめの申出があったときの必要な調査を行うことができ、学校その他の本市の機関に対し、①児童等に対する見守り、②いじめ防止の環境整備、③訓告・別室指導その他の懲戒、④出席停止、⑤学級替え、⑥転校の相談及び支援などの措置を講ずべきことを勧告することができる。

その他、いじめ相談窓口を設置しており、毎月1回、市立小中学校の児童生徒にいじめ通報促進チラシを配布している。令和5年度のいじめ相談窓口における相談件数は137件となっており、令和4年度の相談件数

が151件となっていることから、毎月チラシを配布することで、いじめ加害者が通報されるかもしれないと感じ、いじめの抑止につながっているものと考えられる。

今後については、いじめの認知件数が以前よりも増加傾向にあり、早期発見、早期解決が課題となっており、いじめが人権侵害であることを当たり前のことと認識される仕組みづくりを構築していく必要がある。